



日本法教育研究センター

コンソーシアム 年報



2019年度



2020年7月

日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

I. 組織編	
1. 沿革	4 頁
2. 組織	7 頁
II. 活動編	
1. コンソーシアム活動	14 頁
2. 各センターの活動	24 頁
日本法教育研究センター・コンソーシアム規約	45 頁

I . 組 織 編

1. 沿革

1. 設立の経緯

(1) 法整備支援と人材育成

1990年代以降、多くの社会主義国が市場経済体制へと移行した。これら体制移行国は、公正な市場経済のための法制度、法の支配、人権、民主主義の確立を必要としている。また、経済のグローバル化に伴い、国内の法制度を国際標準に合致させる必要に迫られている。そのため、これらの国々は、諸外国・国際機関による支援を受けつつ、法整備を急速に進めている。

法整備支援によって新しい法律ができると、それを運用する人材が必要であり、同時に、いずれは自国の法を自らの手でつくりあげることができる人材を養成する必要がある。しかし、体制移行国では、時代に合った法学教育や体制の確立が遅れ、外国からの支援が求められている。

(2) 初期の留学生教育の成果

名古屋大学大学院法学研究科は、1999年に、英語による日本法教育を開始した。文部科学省奨学金、JICA長期研修員制度、人材育成支援無償（JDS）事業などにより、実際の立法・行政活動に携わる実務家や大学教員を留学生として受け入れ、人材育成を行っている。英語による教育は、教員と体制移行国出身の学生との双方が使える言語としてやむを得ず選択したという面もあるが、修了生の多くは、現在では、行政・司法機関、大学などで中核的な役割を担い活躍している。

一方で、日本法教育を英語で実施することの困難さも次第に明らかになってきた。英語で書かれた日本法の文献が限られていること、法令が改正されてもその英語訳の入手には時間がかかることに加え、そもそも法がそれを運用する人々を含めたシステムであることを考えれば、背景にある社会、文化、言語などを理解することなしに法を理解することは困難ではないか、という理念的な問題もある。

(3) 日本法教育研究センターの開設

そこで、名古屋大学は、日本法と日本社会を知ることのできる専門家を日本語により養成するために、2005年以降、アジア各地に「日本法教育研究センター」を開設した。各センターでは、現地各大学の協力の下、その国で法学を専攻する学生に対して、日本語による日本法教育を行っている。

また、各センターは、日本では入手が困難な各国の法制度、法運用に関する情報を現地法律家の協力を得ながら収集し、アジア法研究の現地拠点としての役割を果たすと同時に、各センター

に日本法に関する文献を所蔵し、現地専門家に対するセミナーおよび集中講義を開催し、日本法情報の発信拠点としての役割も担っている。

(4) 日本法の比較法的優位

日本は明治時代以降欧米法を継受するとともに、それを日本社会に適合する法として独自に発展させてきた。植民地法を土台に発展したアジア諸国法にとって、日本法の発展の経験から学ぶことは多く、またアジア的な文化要素を持っている日本法は、アジア各国にとってモデルの一つとなりうる。特に、これまで日本政府の法律起草支援により、日本法をモデルに法律がつくられた国々にとっては、日本法に精通した専門家の養成が求められている。さらに、とりわけ重要な点として、日本は比較法研究が発展しており、日本での研究活動を通じて、世界の法律に触れる機会にも恵まれている。

(5) コンソーシアムの設立

現在、経済のグローバル化の著しい進展により、日本の法学者・法律実務家には、これに対応する役割も果たすことが期待されている。それに伴い、日本の大学が提供する法学教育の内容や方法にも、これまでの知恵を生かしながら、大胆な改善を加えていく必要がある。また、アジア地域との経済交流が活発になる中、各国との交流をますます促進するために、各国法情報およびこれらに精通した人材が求められている。このような問題意識を踏まえ、2017年、これまで進めてきた「日本法教育研究センター」事業を「オールジャパン」の事業と位置づけるため、「コンソーシアム」を設立した。今後は、センターでの日本法・日本の法学をキーワードとした交流の経験・実績・ネットワークをオープン・リソースとし、日本の大学・研究者・実務家・企業とともに、事業を推進する。

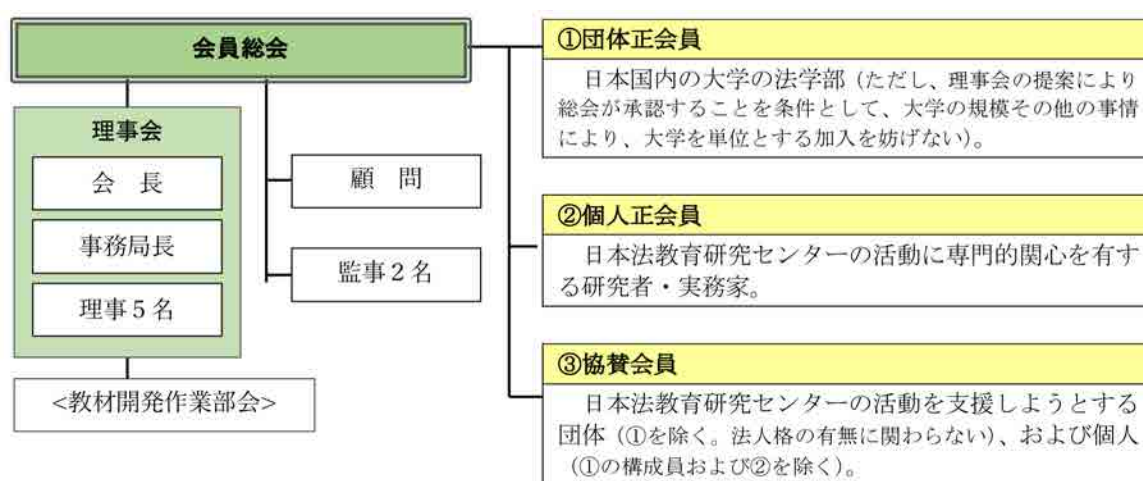
2. 関連年表

- 1948年 名古屋大学法経学部設立（後に法学部と経済学部に分離）。
- 1991年 ベトナム・ラオス・カンボジア・モンゴルを対象に、アジア・太平洋地域法政研究教育事業（APプロジェクト）基金設立。
- 1995年  名古屋大学とガジヤマダ大学とが全学協定締結。
- 1998年  名古屋大学法学部とカンボジア王立法経大学とが部局間協定締結。
- 1999年  名古屋大学法学部とハノイ法科大学とが部局間協定締結。
 名古屋大学法学部とホーチミン市法科大学とが部局間協定締結。
- 2000年  名古屋大学法学部とモンゴル国立大学法学部とが部局間協定締結。
 名古屋大学法学部とタシケント国立法科大学とが部局間協定締結。
- 2001年  名古屋大学とラオス国立大学とが全学協定締結。
- 2005年  最初の日本法教育研究センターとしてウズベキスタン・日本法教育研究センター開設。
- 2006年  名古屋大学とタシケント国立法科大学とが全学協定締結。
 名古屋大学とモンゴル国立大学とが全学協定締結。
 モンゴル・日本法教育研究センター開設。
- 2007年  ベトナム（ハノイ）・日本法教育研究センター開設。
- 2008年  カンボジア・日本法教育研究センター開設。
- 2012年  ベトナム（ホーチミン）・日本法教育研究センター開設。
- 2013年  名古屋大学とカンボジア王立法経大学とが全学協定締結。
 名古屋大学とヤンゴン大学とが全学協定締結。
 ミャンマー・日本法律研究センター開設。
- 2014年  インドネシア・日本法教育研究センター開設。
 ラオス・日本法教育研究センター開設。
- 2016年 名古屋大学基金特定基金「アジア法律家育成支援事業」開始。
- 2017年 <日本法教育研究センター・コンソーシアム>設立。

2. 組織

1. コンソーシアム

(2) 運営組織図



(2) 顧問・役員・作業部会委員（2019年度）

（2019年6月9日総会決定）

- 顧問 森 篤 昭夫（名古屋大学名誉教授/弁護士）
- 会長 鮎 京 正訓（愛知県公立大学法人理事長）
- 事務局長 小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）
- 理事 金子 由芳（神戸大学大学院国際協力研究科教授）
鈴木 将文（名古屋大学大学院法学研究科長）
只野 雅人（一橋大学大学院法学研究科長）
中山 竜一（大阪大学法学部長）
松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
- 監事 須網 隆夫（早稲田大学法学学術院教授）
村上 裕章（九州大学大学院法学研究院長）

○オブザーバー団体 (2019 年度)

法務省法務総合研究所国際協力部	(2018 年 2 月 13 日承認)
日本弁護士連合会	(2018 年 6 月 4 日承認)
独立行政法人国際協力機構	(2018 年 7 月 10 日承認)
公益財団法人国際民商事法センター	(2018 年 8 月 8 日承認)

○教材開発作業部会 (2018 年 2 月 13 日設置)

委員長	村上正子 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
委員	上地一郎 (高岡法科大学法学部教授)
	小川祐之 (常葉大学法学部講師)
	傘谷祐之 (名古屋大学大学院法学研究科特任講師)
	國分典子 (法政大学法学部教授)
	杉田昌平 (センチュリー法律事務所弁護士)
	中村真咲 (名古屋経済大学経営学部教授)

(2) 会員 (2018 年度)

《団体正会員》 18 団体

名古屋大学大学院法学研究科
名古屋大学法政国際教育協力研究センター
神戸大学大学院国際協力研究科
九州大学大学院法学研究院
大阪大学法学部
早稲田大学法学学術院
慶應義塾大学大学院法務研究科
一橋大学大学院法学研究科
関西大学法学部

朝日大学法学部
立命館大学法学部
名古屋経済大学
広島大学大学院法務研究科
金沢大学人間社会学域法学類
西南学院大学法学部
北海道大学大学院法学研究科
同志社大学大学院司法研究科
関西大学政策創造学部・大学院ガバナンス研究科

※申込受付順

《個人正会員》

34 名

《団体協賛会員》 21 団体

株式会社TKC
矢橋ホールディングス株式会社
ヤバシインターナショナル株式会社
矢橋林業株式会社
矢橋工業株式会社
三星砒業株式会社
TMI 総合法律事務所
大江橋法律事務所
株式会社有斐閣
信山社出版株式会社
株式会社判例時報社

株式会社日本評論社
株式会社名南精密製作所
株式会社千年社
株式会社十六銀行
株式会社十六総合研究所
ブラザー工業株式会社
TSUCHIYA 株式会社
株式会社大垣共立銀行
特定非営利活動法人アジア・環太平洋地域法律
研究所
税理士法人 成和

※申込受付順

《個人協賛会員》

5 名

2. 各国センターの概要

ウズベキスタン (タシケント)



設立先大学：タシケント国立法科大学

設立年月日：2005年9月7日

教員数 (2020年3月末現在)：日本語講師 **6** 人 (うち日本人 **1** 人、現地人 **5** 人)、日本法講師 **1** 人 (うち日本人 **1** 人)

学生数 (同上)：1年生 **16** 人、2年生 **5** 人、3年生 **7** 人、4年生 **3** 人

モンゴル (ウランバートル)



設立先大学：モンゴル国立大学法学部

設立年月日：2006年9月7日

教員数 (2020年3月末現在)：日本語講師 **6** 人 (うち日本人 **3** 人、現地人 **3** 人)、日本法講師 **5** 人 (うち日本人 **1** 人、現地人 **4** 人)

学生数 (同上)：1年生 **9** 人、2年生 **13** 人、3年生 **6** 人、4年生 **14** 人、5年生 **10** 人

ベトナム (ハノイ)



設立先大学：ハノイ法科大学

設立年月日：2007年9月7日

教員数 (2020年3月末現在)：日本語講師 **6** 人 (うち日本人 **3** 人、現地人 **3** 人)、日本法講師 **3** 人 (うち日本人 **2** 人、現地人 **1** 人)

学生数 (同上)：1年生 **20** 人、2年生 **13** 人、3年生 **11** 人、4年生 **9** 人

カンボジア (プノンペン)



設立先大学：王立法経大学

設立年月日：2008年9月5日

教員数 (2020年3月末現在)：日本語講師 **4** 人 (うち日本人 **3** 人、現地人 **1** 人)、日本法講師 **2** 人 (うち日本人 **1** 人、現地人 **1** 人)

学生数 (同上)：1年生 **21** 人、2年生 **6** 人、3年生 **6** 人、4年生 **6** 人

日本法教育・研究センターは、アジアの7カ国8カ所にセンターを設置している。いくつかのセンターでは、現地の大学に所属する学部学生が日本語で日本法を学んでいる。また、各センターは、それぞれの国のアジア法研究の拠点として機能することもめざしている。

ベトナム（ホーチミン）



設立先大学：ホーチミン市法科大学
設立年月日：2012年1月7日
教員数（2020年3月末現在）：日本語講師**1**人（うち現地人**1**人）
学生数（同上）：4年生**5**人

ミャンマー（ヤンゴン）



設立先大学：ヤンゴン大学
設立年月日：2013年6月29日
教職員数：（2020年3月末現在）：**2**人（うち現地人**2**人）
学生数：———（教育機能は持たない）

インドネシア（ジョグジャカルタ）



設立先大学：ガジャマダ大学
設立年月日：2014年1月12日
教員数：———
学生数：———（教育機能は持たない）

ラオス（ヴィエンチャン）



設立先大学：ラオス国立大学
設立年月日：2014年2月28日
教員数：———
学生数：———（教育機能は持たない）

※各センターの教員数には非常勤スタッフを含む。

II. 活動編

1. コンソーシアム活動

1. 活動計画 (2019 年度)

(2019 年 6 月 9 日総会決定)

(1) 修了生の留学生としての受入

- 加盟大学に関する募集要項等の情報集約（各センターに各大学コーナー設置）
- 夏季セミナー（日本での短期研修、毎年 8 月開催）開催時に、名古屋大学で加盟大学による留学説明会の実施
- 大使館推薦国費留学生受入に対する情報の交換
 - ⇒ 合同入学試験実施の可能性検討
 - ⇒ 各大学募集要項等入試情報を各センターに共有
 - ⇒ 留学生教育に関する情報交流
 - ⇒ 留学生受入メーリングリスト募集
 - ⇒ 留学フェア開催（2019 年 8 月 28 日）
 - ⇒ 学年論文発表会開催（2019 年 8 月 28 日）

(2) 留学生向け日本法教育手法の開発

- とくにアジアの体制移行国から受け入れる留学生のための日本法教育手法の開発・共有
- 現地スクーリングの実施のためのコーディネート
- 「教材部会」の設置
 - ⇒ 夏季セミナー（於：名古屋大学）、スクーリング講師募集
 - ⇒ 「教材作成作業部会」による日本法教育研究センター教科書作成

(3) センターを利用したアジア各国法研究

- センター及び名古屋大学のネットワークを活用したアジア各国法研究のコーディネート
- アジア各国法研究に関する研究会・ワークショップ・国際会議開催支援、出版支援
 - ⇒ アジア各大学との共同シンポジウム・ワークショップ開催（10 月ミャンマー憲法裁判所に関するワークショップなど）
 - ⇒ アジア各大学からの研究者派遣依頼への対応

(4) 次世代の法整備支援・「司法外交」を担う人材育成

- 法整備支援サマースクールの関係各団体と共同しての開催

○CALE・日本法教育研究センターでのインターン受入

- ⇒ 連携企画・アジアのための国際協力 in 法分野 2019「法整備支援へのいざない」への参加呼びかけ（2019年6月29日）
- ⇒ サマースクール「アジアの法と社会 2019」（2019年8月26・27日）
- ⇒ 法科大学院修了生向け日本法講師体験
- ⇒ 名古屋大学学生短期派遣（9月カンボジア、2月ラオス）
- ⇒ 各大学の海外学生派遣への相互参加・企画支援

(5) 法整備支援・「司法外交」研究

- 法整備支援・「司法外交」の理念、対象国、対象分野、実施過程、評価などを学問的に議論
- 日本政府が実施する法整備支援方針・「司法外交」についての議論

(6) 留学生との情報交流・ネットワーク拡大

- センター修了生・名古屋大学留学生との情報交流・ネットワーク拡大
- 修了生の各企業への人材紹介
 - ⇒ 留学生×企業の交流会開催（2019年6月4日）
 - ⇒ シンポジウム「留学生の専門性を生かしたキャリア形成」開催（2019年6月9日）
 - ⇒ アジア各地視察
 - ⇒ 企業へのインターンシップ派遣

(7) その他

- コンソーシアム年報（仮）の刊行
- 協賛会員加入促進
 - ⇒ コンソーシアム年報刊行
 - ⇒ コンソーシアムニュースレター配信（各会員からの投稿も含める）
 - ⇒ コンソーシアム会員ニーズ調査

2. 2019年度の活動

■ 留学生 × 企業の交流会

日時：2019年6月4日（火）15：00～18：00

会場：名古屋大学・アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

【第1部：留学生教育の紹介】 15：00～15：35

司会：藤本亮（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長・教授）

挨拶 小畑郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

各大学の取組紹介（各5分）：留学生の出身国、卒業した留学生がどのような分野で活躍しているか

名古屋大学の事例 牧野絵美（名古屋大学法政国際教育協力研究センター講師）

名古屋経済大学の事例 坪井啓太（名古屋経済大学学務総合センター 国際交流室）

留学生・卒業生の経験談（各5分）：大学で何を学び、現在どのように活躍しているか

レー・ティ・フォン（ジャパンマテリアル株式会社、名古屋大学卒業生）

ダン・ノック・フン（矢橋ホールディングス株式会社、名古屋経済大学卒業生）

企業の経験談（10分）：コンソーシアム会員になるとどのようなメリットがあるのか

矢橋龍宜（矢橋ホールディングス株式会社代表取締役社長）

【第2部：留学生と参加企業との交流】 15：40～16：55

司会：赤木信太郎（株式会社大垣共立銀行愛知法人営業部次長）

テーマ「日本企業は留学生に何を求めているのか」「留学生は企業の何を知りたいのか」

『留学生と参加企業とでテーマに沿って情報交換』

・留学生は、卒業後どのような仕事をしたいと考えているか？

・外国人が安心して働ける職場はどのようなものだと考えているか？ など

【第3部：立食パーティー】 17：00～18：00

司会：牧野絵美（名古屋大学法政国際教育協力研究センター講師）

開会挨拶 鮎京正訓（愛知県公立大学法人理事長）

閉会挨拶 藤本亮（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長・教授）

■ 2019年度総会

日時：2019年6月9日（日）13：00～14：30

会場：名古屋大学・アジア法交流館（2階）カンファレンスルーム

審議事項：

- (1) 会員の承認 (2) 2018年度決算 (3) 2019年度活動計画 (4) 2019年度予算
-

- (5) 役員選出 (6) その他

報告事項：

- (1) 2018 年度活動報告 (2) その他

■ コンソーシアム・シンポジウム「留学生の専門性を生かしたキャリア形成」

日時：2019 年 6 月 9 日（日）15：00～17：00

会場：名古屋大学アジア法交流館（2 階）アジアコミュニティフォーラム

主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム

名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）

司会：藤本亮（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／教授）

15：00～15：10 開会挨拶・趣旨説明

小畑郁（名古屋大学大学院法学研究科教授／コンソーシアム事務局長）

15：15～15：35 日本の「高度人材」政策をめぐる動向—留学生の受入れを中心に—

石川クラウディア（名古屋大学国際機構准教授）

15：35～15：55 留学生の「学ぶ」から「働く」へのトランジットをどう支えるか—大学・企業双方の視点から—

中村昭典（名古屋経済大学副学長）

15：55～16：15 休憩

16：15～16：50 全体討論

16：50～17：00 総括・閉会挨拶 鮎京正訓（コンソーシアム会長／愛知県公立大学法人理事長）



■ 2019 年度夏季セミナー

日付：2019 年 8 月 19 日（月）～30 日（金）

実際の日本社会を体験するとともに、日本の法・法実践に関する講義等の受講を通し、特に国家と社会の仕組み、法の実態について学ぶことを目的として、5 センターより 23 名の学生が来日し、以下の活動

に参加した。講義は、コンソーシアム会員大学等の協力を得た。

● 講義

- (a) 司法制度改革（日本弁護士連合会・丸島俊介弁護士）オブザーバー団体
- (b) 司法の独立（名古屋大学・松尾陽教授）団体正会員
- (c) 刑事訴訟法（法務省法務総合研究所・前田佳行教官）オブザーバー団体
- (d) 労働法（立命館大学・佐藤敬二教授）団体正会員
- (e) 知的財産法（関西大学・山名美加教授）団体正会員

● 見学訪問

- (a) 愛知県弁護士会（裁判制度の講義）
- (b) 名古屋地方裁判所（施設見学、裁判傍聴）
- (c) 名古屋少年鑑別所（少年鑑別所制度講義、施設見学）
- (d) 十六銀行（銀行におけるコンプライアンス講義・討論）団体協賛会員
- (e) ブラザー工業（ミュージアム見学、講義）団体協賛会
- (f) 岐阜県クリーンプラザ中濃（ごみ処理場見学）

● 学年論文発表会

- サマースクール「アジアの法と社会 2019」（各国における弁護士制度に関する課題について発表、日本人学生と討論）

- ホームステイ（受入先：愛知県日越友好議員連盟、一宮市国際交流協会、かにえ国際交流友の会、幸田町国際交流協会）

● 文化交流



■ 連携企画・アジアのための国際協力 in 法分野サマースクール「アジアの法と社会 2019」

日付：2019年8月26日（月）・27日（火）

場所：名古屋大学アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）、日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科

後援：独立行政法人国際協力機構（JICA）、愛知県弁護士会

2019年8月26日（月）

【開講式】

・10：30～10：40 開会挨拶・趣旨説明 藤本亮（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／教授）

【第1部：体制移行国における〈民主化と逆行〉】

司会：傘谷祐之（名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師）

・10：45～12：15 講義①「市場経済化と民主主義・法治国家—ハンガリーを例に」佐藤史人（名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授）

【第2部：法整備支援対象国における立法とガバナンス】

司会：傘谷祐之（名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師）

・13：45～14：45 講義②「対カンボジア民主化支援：選挙改革と選挙監視を中心に」山田裕史（新潟国際情報大学国際学部准教授）

・14：50～15：50 講義③「インドネシアの立法過程の課題：法整備支援の経験から」横幕孝介（法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事）

・15：55～16：55 講義④「ベトナムの立法過程の課題：民法、投資法、企業法等の法整備支援の経験から」塚原正典（弁護士・愛知県弁護士会）



2019年8月27日（火）

【第3部：市場経済移行と弁護士制度】

司会：佐藤史人（名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授）

・10：00～11：00 講義⑤「『社会主義と弁護士制度』を考える — 旧ソ連の経験を素材として」杉浦一孝（名古屋大学名誉教授）

・11：00～11：30 講義⑥「ロシア弁護士制度の現状と課題」小川晶露（弁護士・愛知県弁護士会）

【第4部：法整備支援対象国の学生との対話・全体討論】

司会：藤本亮（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／教授）

テーマ：各国における弁護士制度

- ・ 13：30～14：30 日本法教育研究センター学生（ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア）の発表
- ・ 14：50～15：50 グループ討論（6グループに分かれて討論）
- ・ 16：00～17：00 全体討論

【閉講式】

- ・ 17：00～17：10 閉会挨拶 佐藤史人（名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長・教授）

■ 2019年度名古屋大学日本法教育研究センター学年論文発表会

日時：2018年8月28日（水）ポスター発表）10：30～11：45・（グループ討論）12：00～13：00

会場：名古屋大学アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）

共催：日本法教育研究センター・コンソーシアム



■ 留学・企業フェア

日時：2019年8月28日（水） 14：30～16：15

場所：名古屋大学アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム

名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）

司会：牧野絵美（名古屋大学法政国際教育協力研究センター講師）

- ・ 14：30～14：40 小畑郁・コンソーシアム事務局長挨拶・趣旨説明
- ・ 14：40～15：15 参加団体紹介プレゼンテーション
 - 14：40～14：50 金沢大学大学院人間社会環境研究科
 - 14：50～15：00 名古屋経済大学
 - 15：00～15：10 名古屋大学
 - 15：10～15：20 ロータリー米山記念奨学金

-
- ・ 15 : 15～15 : 30 休憩
 - ・ 15 : 30～16 : 45 夏季セミナー参加学生との交流会



■ 法科大学院修了生日本法講師体験

岸本健（一橋大学修了生）（ウズベキスタン派遣、2019年10月2日～10月11日）

■ 第8回教材開発作業部会

日時：2019年10月27日（日）10：00～17：00

場所：名古屋大学アジア法交流館（1階）CALEプロジェクト室

教科書『日本史・公民』の執筆者が参加し、教科書の本文（第二次案）の内容を確定した。

■ PSIM コンソーシアム・法実務技能教育支援セミナー「法実務教育の国際展開と教育方法をめぐって」

日時：2019年11月16日（土）13：00～17：00

場所：品川シーズンテラス・カンファレンスホール

主催：法実務技能教育教材研究開発（PSIM）コンソーシアム、名古屋大学大学院法学研究科・法科大学院

後援：臨床法学教育学会、日本法教育研究センター・コンソーシアム

【第1部】

- ・「NITA Method Training around the World」Thomas Geraghty (University of the Pacific McGeorge School of Law 教授) Cary Bricker (Northwestern University Pritzker School of Law 教授)
- ・「日本の弁護士会における NITA 型メソッドによる研修の展開と課題」秋田 真志（弁護士・元日弁連刑事弁護センター事務局長）
- ・「途上国における弁護士への実務研修の価値」矢吹 公敏（弁護士・元日弁連国際交流委員会委員長）

【第2部】 パネルディスカッション

■ セミナー「外国人材受入に関する法務」—入管法改正にともなう新たな在留資格への対応—

日時：2019年11月28日（木）15：00～18：00

場所：名古屋大学・アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）

司会：牧野絵美（名古屋大学法政国際教育協力研究センター講師）

【第1部】

- ・15：00～15：50 「新在留資格「特定技能」について」講師：社本洋典（辻巻総合法律事務所・弁護士）

【第2部】

- ・16：00～16：50 「高度外国人材としての留学生の採用と受入体制の構築」講師：杉田昌平（センチュリー法律事務所・弁護士）

【第3部】

- ・17：00～18：00 法律を学ぶ留学生との交流会（立食パーティー）



■ 第9回教材開発作業部会

日時：2020年3月12日（木）13：00～14：30

場所：Zoomによるオンライン会議

教科書『日本の法システム』の第1章・第2章の執筆者が参加し、教科書の本文（第一次案）の内容を相互に確認しつつ、各担当者間の担当範囲の再調整を行った。

3. 2019 年度決算

I. 収入の部

項目	予算	決算	差額	備考
1. 年会費	2,244,000	2,139,000	△ 105,000	
団体正会員	540,000	540,000	0	18団体
個人正会員	185,000	170,000	△ 15,000	34名
団体協賛会員	1,500,000	1,410,000	△ 90,000	20団体47口
個人協賛会員	19,000	19,000	0	5名19口
2. 寄付	0	0	0	
3. セミナー参加費	0	48,000	48,000	16名分
4. 利子	0	19	19	
収入合計 (A)	2,244,000	2,187,019	△ 56,981	
繰越金	928,387	928,387	0	
収入合計[(A)+繰越](B)	3,172,387	3,115,406	△ 56,981	

II. 支出の部

項目	予算	決算	差額	備考
1. 修了生の留学生としての受入	10,000	6,371	△ 3,629	
・雑費(留学フェア打ち合わせ)	10,000	6,371	△ 3,629	
2. 留学生向け日本法教育手法の開発	596,000	262,510	△ 333,490	
・旅費(教材部会出席)	96,000	118,370	22,370	
・旅費(スクーリング講師派遣)	500,000	144,140	△ 355,860	1名
3. センターを活用したアジア各国法研究	552,000	450,060	△ 101,940	
・現地拠点対応コーディネーター費用	552,000	450,060	△ 101,940	
4. 次世代の法整備支援を担う人材育成	108,450	98,330	△ 10,120	
・旅費(サマースクール)	72,000	61,880	△ 10,120	5名
・謝金(サマースクール)	36,450	36,450	0	5名
5. 法整備支援研究	0	0	0	
6. 留学生との情報交流・ネットワーク拡大	55,000	109,990	54,990	
・雑費(留学生・企業との交流会開催経費)	40,000	43,990	3,990	
・雑費(セミナー交流会開催経費)	0	66,000	66,000	
・旅費(シンポジウム報告)	15,000	0	△ 15,000	
7. 事務局経費	1,123,600	1,189,474	65,874	
・事務処理経費(4-3月)	873,600	873,600	0	
・年報印刷費(テープおこし含)	100,000	298,500	198,500	
・雑費(消耗品、郵送代、印刷費等)	150,000	17,374	△ 132,626	
8. その他	656,000	66,160	△ 589,840	
・旅費(コンソーシアム団体正会員へのニーズ調査)	192,000	0	△ 192,000	
・旅費(コンソーシアム協力会員協力依頼)	120,000	66,160	△ 53,840	
・旅費(理事会出席)	144,000	0	△ 144,000	
・予備費	200,000	0	△ 200,000	
支出合計 (C)	3,101,050	2,182,895	△ 918,155	
収支差額 (A)-(C)	△ 857,050	4,124	861,174	
収支差額(次年度繰越金) (B)-(C)	71,337	932,511	861,174	

2. 各センターの活動

1. 教育カリキュラム

海外に展開する各センターのうち、教育機能をもつセンターでは、次の教育活動を行っている。

(1) ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。



(2) 学期

各センターでは、8-9月頃から1-2月頃までが前期、2-3月頃から6-7月頃までが後期である。

(3) 各年次の教育内容

<入学～1年次>

まず、現地の大学に在籍する学生の中から、優秀な学生約20-30名を選抜する。選抜された学生たちに対して、現地に派遣された日本人講師や現地採用の日本語講師が、4年間（モンゴルのみ現地大学のカリキュラムに合わせて5年間）の日本語教育を実施する。合わせて、大学院進学後の研究活動

に備え、論理的思考、論文執筆等のアカデミックスキルの養成も行う。

<2年次>

(前期)

●日本事情

日本の国土、気候、人口、労働、家族、教育などの日本事情について学ぶ。

(後期)

●名古屋大学作成教材『日本史・公民』

日本史：日本法を学ぶために、日本が諸外国からの影響を受け、どのように国家の制度を整備していったかの流れを、古代、古代の終わり、中世(1)鎌倉時代、中世(2)室町時代・戦国時代、近世・江戸時代、近代(1)明治、近代(2)大正・昭和の7つのセクションに分けて学ぶ。

公民：日本法を学ぶための基礎知識として、民主政治の基本原則(1)(2)、日本国憲法(1)(2)(3)、日本の社会保障、市場経済と独占禁止法を7つのセクションに分けて学ぶ。

★2年生日本語到達目標★

聞く：教員や学習者に慣れた人が、標準語「です・ます」体で話す、生活や学習などの身近な話題についての会話や話ならば、要点を理解できる。

読む：事実の説明文や単純な意見文などの、単純な構造を持つ論理的な文章を読んで理解できる。

話す：社会的な話題について、複数の文を連ねたり修飾語句などを使って、説明したり議論したりできる。自国の社会問題についての構成のあるプレゼンテーションを、相手が聞いてわかりやすく行うことができる。

書く：社会科学に関係のある話題について、つながりのあるテキストを書くことができる。ある問題について、自分の主張、その根拠を説明する文章を書くことができる。

<3年次>

●名古屋大学作成教材『日本の法システム』

ある程度現地の法制度について学んだ学生に対して、比較法の観点から日本法の位置づけと概要を学ぶために、日本の法システム全体の構造や特色、それが形成されてきた過程やその問題点などを学習する。現在、教材が完成している比較法入門、戦前日本の制度、戦後日本の制度、立法とその審査の4つのセクションに分けて学ぶ。



●学年論文

論理的思考を養成し、日本語でのライティング能力を向上させるために、原則として現地法に関して日本語でまとめる「学年論文」を1年間かけて執筆する。分量は、5,000～8,000字で、現地大学で学んでいる現地法について情報を収集・整理し、自分の問題意識を明確にできるようにすることを目指す。学年論文のテーマとして選んだ法的问题の自国での重要性を社会背景、法実務、法理論の各側面から説明し、その問題に対して自分なりの提案をする。

<3年次修了時>

●夏季セミナー

各センターの優秀な学生上位5名程度を選抜し、日本での約2週間の研修を実施する。滞在中は、講義、法律関係機関への訪問、日本人学生との討論などに参加し、学んだことを運用する機会とする。

★3年生日本語到達目標★

聞く：専門分野の話題についてのやや複雑な事実の情報を理解でき、90分程度の講義の全体の流れが理解できる。

読む：自分の専門分野や関連のある主題について書かれた短編論文を読んで、十分に理解できる。ただし、事実関係・論理構造・含意が複雑なものは、正しく理解できない場合もある。

話す：法学や研究テーマに関する話題について、自分や相手の理解を確認しながら会話を進めること、および15分ほどのプレゼンテーションができる。

書く：レポートを書くときに、様々な選択肢の利点と不利な点を整理し、根拠を提示しながら、ある視点に賛成・反対の理由を上げる。

<4年次>

●野村豊弘『民事法入門（第7版）』（2017年、有斐閣）

約6ヶ月かけて、以下の項目にしたがい、民事法入門を学ぶ（スクーリング実施時には、民事法入門の学習は終了している。）。

第1章 民事法	第2章 民法と民法典	第3章 権利と義務	
第4章 法律行為	第5章 代理	第6章 時効	第7章 契約
第8章 所有権	第9章 不法行為	第10章 事務管理・不当利得	
第11章 債務の弁済	第12章 家族	第13章 親子・扶養	
第14章 相続	第15章 団体	第16章 権利の実現	

●大学院入試のための研究計画指導

大学院進学希望者に対して、研究計画執筆指導を行う。名古屋大学の大学院入試は、毎年1月か

ら2月にかけて実施される。

●授業「ゼミ」

現地法と日本法を比較した発表、事例演習などを各センターで実施。テーマ・実施方法は、各センターで独自に選択。

★4年生日本語到達目標★

聞く：自分の専門分野での議論であれば、抽象的な話題でも具体的な話題でも、内容的にも言語的にもかなり複雑な話の要点を理解できる。

読む：専門に関するコントロールされていないテキストを、その種類にあわせて読み方を変えながら、独力でかなり読み解ける。専門に関して広範な語彙力を持っているが、連語などに関しては補助が必要な場合がある。

話す：専門分野に関しては議論ができ、母語話者に負担を感じさせずに、流暢にやりとりができる。自分の専門分野に関して、流れのよい構成のしっかりしたプレゼンテーションを、準備すれば行うことができる。

書く：複数の考えを相互に関連付け、明瞭で詳しいテキストを書くことができる。様々な情報や議論を評価した上で書くことができる。

(4) 教育方針

日本法教育研究センターで学習する「日本法」科目の内容については、憲法および民法の2科目とする。

ミッションポリシーで掲げる「日本法の学習を通じた母国法に対する批判的な問題意識」は、どの科目を学習しても共通して得られるはずのものであること、現地の大学における現地法と並行して学習することから必ずしも十分な時間をかけられないことを考慮すると、1) 憲法と民法が日本法の中心科目であること、2) 日本の法整備支援においても民法を中心に行われてきていること、3) 国対私人、私人対私人の関係をバランスよく学ぶ必要があることから、憲法および民法に重点を置いて学習し、そこで得られた比較法的視点を他の科目を学習する際にも応用できるような能力を身に付けさせることが望ましいと考えた。

(5) スクーリング

スクーリングは、3年次および4年次（モンゴルは5年次も含む）の学生を対象として実施する集中講義（2コマ×3日間程度）であり、日本から各専門分野の教員を派遣する。現地で実施している「日本法」科目で取り扱っていないテーマを中心として、現地センターで提供する教育を補完する役割を担う。

2. 学年暦・時間割 —モンゴルの場合

学年暦・時間割は、各センターの位置する国の暦や現地大学の学年暦・時間割によって左右されるため、センターによって異なる。以下では、モンゴルのセンターを例として紹介する。

(1) モンゴル・センターの概要

モンゴル国立大学は、1942年に設立された、モンゴルで最も歴史ある国立大学であり、専任教員750名、学部学生だけで16,000名を擁する国内最大の総合大学である。センターの日本法コースは、モンゴル国立大学法学部比較法学科の正規コースとして位置付けられており、センターでの履修科目は卒業単位として認定される。

センターでの教育は、日本語教育の盛んなモンゴルでも特に高い成果を収めており、各種の日本語スピーチコンテストでは例年上位入賞を果たしている。また、2018年12月の第17回大学対抗交渉コンペティションで総合7位に入賞し、2019年5月のモンゴル国立大学法学部論文大会で2位および3位を受賞するなど、法学分野での活躍も目覚ましい。



2019年度の修了生 (2019年6月)



日本大使館主催・学校対抗スピーチコンテスト
(2019年10月)



モンゴル日本青年交流支援センタースピーチコンテスト
(2019年11月)



袁輪靖博教授特別連続講義 (2019年10月)

(2) 学年暦

	センター全体	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生
8月	夏休み	新入生選抜試験		夏季セミナー		
9月	前期授業開始、 新入生歓迎会					
10月						
11月						
12月	クリスマスパーティー			学年論文アイデア発表会		
			日本語能力試験			
		期末試験				
1月	冬休み					推薦試験(筆記)
2月	後期授業開始、 ツアーガンサル 連休					推薦試験(面接)
3月	スクーリング			学年論文テーマ発表会		
4月				学年論文要旨発表会		
5月		プロジェクト ワーク発表会		学年論文提出 夏季セミナー選抜面接		
		期末試験				
6月	修了式	ディベート大会				卒業式
7月	夏休み		日本語能力試験			



クリスマス・パーティ (2019年12月)



大学対抗交渉コンペティション (2019年11月)



大学対抗交渉コンペティションにて第7位入賞
(2018年12月)



広島大学スピーチコンテストで第2位・第3位を受賞
(2019年4月)

(3) 時間割

時間	教室	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
9:20-10:50	307	4年生 日本法				3年生 日本語Ⅰ
	201	2年生 日本語		4年生 日本法		2年生 作文
11:00-12:30	307	1年生 日本語			3年生 日本法	1年生 日本語
	201	2年生 日本語	2年生 日本史公民		5年生 日本語	
12:40-14:10	307	1年生 日本語	1年生 日本語	3年生 日本語Ⅱ	3年生 比較法Ⅰ	1年生 日本語
	201	4年生 日本語ゼミ	4年生 比較法Ⅱ	2年生 日本語	5年生 日本法Ⅱ	3年生 ディベート
14:20-15:30	307		1年生 日本語	1年生 日本語	2年生 日本語総合	
	201	3年生 学年論文	3年生 学年論文	2年生 日本語	5年生 日本法	
16:00-17:30	307		4年生 研究計画	1年生 日本語		
	201	4年生 日本時事			5年生 日本法	



第9回修了生からのプレゼント（先生たちの似顔絵）
（2019年6月）



名大付属高校生の来訪
（2019年7月）



大阪大学（思沁夫（ステンフ）准教授）・北九州大学
フィールド調査（2019年8月）



丸祐一教授（鳥取大学、法哲学）特別授業
（2019年12月）

3. 各センターの活動

✓ ウズベキスタン

タシケント国立法科大学は、司法省が直接管轄する法曹養成の単科大学で、ウズベキスタンにおける唯一の法学高等教育機関である。学生数は約 2,500 名であり、これまでに、司法省をはじめとする政府高官や法曹を数多く輩出している。首都タシケントの中心部に位置し、校舎は 1875 年に建設された非常に歴史ある建築物を使用している。

ウズベキスタンは親日家の多い国であり、ウズベキスタンの人々は、日本に対して深い親しみと尊敬の念を抱いている。そのような中、センター修了生が、将来、ウズベキスタンの法整備の担い手となり、日本とウズベキスタンのより深い友好関係を築く礎となることが期待されている。



ディベート with モンゴルセンター (2019 年 6 月)



センター修了式 (2019 年 7 月)



名古屋大学 CALE センター長ご訪問 (2020 年 1 月)



夏季セミナー (留学中の先輩と) (2019 年 8 月)



日本大使館主催カルタ大会 (2020 年 2 月)

✓ カンボジア

2008年に開所したカンボジアセンターも、2018年に無事に10周年を迎えた。2018年2月には、王立法律経済大学内のホールにて、10周年の記念式典を開催した。日頃お世話になっている王立法律経済大学・司法省の関係者はもちろん、国内外でお世話になっている法律家の方々、元講師など、大勢の方にご参加いただくことができた。前日には同窓会も開催され、過去・現在の学生たちが学年を超えて親交を深めることができた。

2019年度は12期生が入学した。大学の学習とセンターの学習という二足のわらじは大変だが、知識や経験は、他では得られないものばかり。新しい学生との出会いがますます楽しみである。



8期生卒業式(2019年7月) 8期生11名が2019年7月に卒業しました。



12期生の集合写真(2019年12月) 12期生が新しく入学しました。



学生交流会(2019年9月) 名古屋大学法学部の学生8名と学生交流をしました。



盆踊り大会(2019年10月) カンボジア日本人会主催の盆踊り大会に、浴衣を着て参加しました。



書道教室(2019年11月) 書道家の伊藤吟雪先生による書道教室が行われました。



成果発表会(2019年11月) センターでの日本語学習の成果を外部関係者に発表しました。

✓ ハノイ

センターのあるハノイ法科大学は、ベトナム随一の法律専門家養成機関と位置付けられており、司法省をはじめとする政府高官、法曹を数多く輩出している。ハノイ市西部の新市街に位置し、学生数は約1万人である。

ベトナムは、親日的で、日本に憧れと尊敬を抱く人が多い。また、日系企業のベトナム進出や、日本におけるベトナム人労働者の増加に伴い、日系企業で働くチャンスが急増していることから、センターの入学希望者は多い。例年、200名前後の学生の中から優秀な学生25名を選抜している。法科大学の正規課程と日本語・日本法学習の両立は容易ではないが、学生たちは、将来、日本への留学や日本に関係する仕事に就くことを夢見て、日夜勉強に励んでいる。



修了式 (2019年6月) 9期生12名のセンター修了式。毎日通ったセンター入り口で集う。また会う日まで！



就活対策講座 (2019年6月) SEKISHO VIETNAM 社による就活対策講座 履歴書の書き方、面接の受け方など、基本的な就活マナーを学ぶ。日越通訳は、同社に就職したセンター修了生。



クリスマス会 (2019年12月) 毎年1年生全員が浴衣を着て会に参加する。着付けはボランティアの日本人。



日本の大学生と交流 (2019年8月) 日越大学のプログラムで日本の大学生27名がCJLVを訪問。言葉の壁をものともせず、体や頭を使ったゲームで一体感を感じた一日。



小川敏夫・参議院副議長センターご訪問 (2019年12月) 3年生が学年論文について発表し、その後歓談。

✓ ベトナム（ホーチミン）

ホーチミン市法科大学は、ベトナム中南部で唯一の法律専門大学である。1982年に設立され、現在は教育訓練省の管轄下にある。学部、在職コース、修士課程、博士課程を有し、フランス語・英語で法律を学ぶ特別コースを設置するなど外国語教育に力を入れている。ホーチミン市法科大学が開講している高度日本語コースに所属する40名前後の学生の内、学術日本語に興味を持ち、かつセンターの試験に合格した学生のみがホーチミンセンターに所属している。センターの位置するホーチミン市はベトナム最大の商業都市であり、多くの日系企業が進出していることから、センター修了生はこうした民間部門を中心に活躍すると期待されている。

修了式（2019年7月） 講師をしていただいた先生方にたくさん集まってお祝いをいただきました。



ベトナムの弁護士制度についての発表会（2019年7月）
2019年8月の夏季セミナーに参加する際に発表する「ベトナムの弁護士制度」について練習発表会を行いました。



ホーチミン市法科大学卒業式（2019年7月）



兵庫県立大学学生との交流（2019年9月） 兵庫県立大学の学生をベトナム料理の店に案内し、コムタム（細かいお米（砕き米）のごはんの上に炭火焼肉や目玉焼きをのせたワンプレート料理）を一緒にいただきました。



行後県立大学学生との交流（2019年9月） 戦争博物館を見学しました。

✓ ラオス

ラオス国立大学法律政治学部は、1986年に司法省の下に設置された法律学校が前身であり、1997年にラオス国立大学に編入されてその一学部となった。ラオス国立大学は、1996年に設置されたラオスで初めての総合大学である。法律政治学部には、民法、刑法、ビジネス法、政治、国際関係の5つの学科が設置されており、約2,800名の学生が在籍している。

センターは、学生に対する日本語教育を2018年12月まで実施した。また、文部科学省・世界展開力強化事業により、学生交流も積極的に実施しており、名古屋大学法学部学生研修を受け入れている。



2018年度修了式



名古屋大学法学部学生研修



✓ ミャンマー

ヤンゴン大学は、1920年に設立されたミャンマーで最も古い国立総合大学である。2013年以前は20研究科から構成される大学院大学であったが、同年12月から学部教育を開始した。また、同年に名古屋大学との学術交流協定を締結したが、これはミャンマーの総合大学と日本の総合大学との初めての協定である。

センターでは、日本からの短期・長期交換留学などの学生交流に加え、憲法、会社法などを中心とした研究活動を実施している。2019年度は、ヤンゴン大学設立100周年イベントの一環として、シンガポール大学、ソウル大学とも連携し、憲法裁判所に関するワークショップを開催した。



名古屋大学法学部学生研修



憲法裁判所ワークショップ

✓ インドネシア

ガジャマダ大学は、1949年に設立されたインドネシアで最も歴史のある大学のひとつである。広大なキャンパスに18学部・25以上の研究所を有し、約2,300名の教員と約55,000名の学生が在籍している。インドネシアで最大規模の大学であり、かつ、もっとも権威ある大学である。

センターでは、ガジャマダ大学法学部および社会政治学部と協力して、国際セミナーを開催している。2018年度は、International Conference on ASEAN Studies (ICONAS)を開催し、ASEAN共同体形成にともない生じる様々な課題について議論がされた。



センター開所式



ガジャマダ大学との共催による国際セミナー

4. 活動の成果

(1) 各センターの修了者数

海外の各センターのうち教育活動を行うセンターでは、毎年10名前後の修了生を送り出している。修了生の総数は、2020年3月現在、**318**人を数える。修了者の一部は、名古屋大学をはじめ日本各地の大学に留学し、引き続き学習や研究に取り組んでいる。他の多くは、現地で政府機関や民間企業に就職し、それぞれの立場で母国の発展に力を尽くしている。

表 1 各センターの修了者数（2020年6月現在）

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2007年度	4人	—	—	—	—
2008年度	8人	—	—	—	—
2009年度	5人	—	—	—	—
2010年度	9人	—	—	—	—
2011年度	5人	7人	9人	—	—
2012年度	5人	9人	13人	8人	—
2013年度	4人	7人	9人	8人	—
2014年度	3人	8人	6人	9人	—
2015年度	4人	6人	11人	7人	6人
2016年度	4人	4人	10人	8人	7人
2017年度	2人	4人	13人	8人	6人
2018年度	3人	8人	11人	12人	6人
2019年度	5人	7人	12人	11人	7人
計	61人	60人	94人	71人	32人

修 了 生 か ら 一 言

スレイン・チャンディー さん

(カンボジア出身、日本在住・民間企業勤務)



あなたとセンターとの関係を教えてください。

私は、2013年に、プノンペンにある王立法経大学に法律を専攻する学生として通いながら、日本に留学したい夢があって、日本法教育研究センターに6期生として入学しました。日本語と日本法を勉強してみて、より強い意志で頑張って、2017年に私費と民間の奨学金を得て、名古屋大学に留学できました。

現在どんな仕事をしていますか？

現在、ある民間企業で、日本語・クメール語の通訳者として勤めています。会社は不動産売買や太陽

光発電等の構築をやっていますが、私は主に実習生のサポートという役割で、通訳をしたり、実習生の面倒をみたりしています。

センターで学んだことで、今、役に立っていることは何ですか？

私にとっては、やはり日本語が一番役に立つと思います。私は、日本語が上手とは言えないのですが、日本人の先生がいたので、教科書からだけでなく、ビジネスマナー等の実際の会話のとり方までも教えてくれましたから、会社の人との対応に役に立ちました。

センターの思い出の中で、良かったことや楽しかったことは何ですか？

センターの図書館は、一番楽しかった思い出でした。その図書館は、知識を与えるところだけでなく、勉強で疲れたときに、先生・先輩・後輩・同級生と悩みを共有したりお喋りしたりできるので、気持ちよくさせるところでもあります。

ハキモフ・アハドジョン さん

(ウズベキスタン出身、現地在住・大学勤務)

あなたとセンターとの関係を教えてください。

私は2011年にタシケント国立法科大学および日本法教育研究センターに入学しました。2015年、4年間にわたったセンターでの楽しい勉強も終わり、法科大学とセンターを卒業しました。同年から2017年まで2年間、名古屋大学に留学し、修士号を取得しました。



現在どんな仕事をしていますか？

現在は、タシケント国立法科大学の国際法講座で上級講師として働いています。国際私法を専攻していますが、同時に、大学で学部生向けに国際私法や国際法を教えています。また、法科大学の独立系研究者としてイスラム金融に関する抵触的問題を検討

しています。

センターで学んだことで、今、役に立っていることは何ですか？

第一に、日本語です。日本語で話せるから、日本人と友達になれるし、日本語での本などを読んで視野を広げることができます。第二に、センターで日本語で日本法を教えてもらったことです。その結果、最近、伊藤真氏の『法学入門』という本をウズベク語に翻訳し、出版することができました。さらに、学部生の学年論文や卒論を指導するときもセンターの先生方から習ったことを使っています。

センターの思い出の中で、良かったことや楽しかったことは何ですか？

センターで、先生と学生の関係がよくて、厳しいルールなどを忘れて、皆で楽しんで勉強していました。また、夏季セミナーで日本に行ったことやセンターで行われたカルタ大会、弁論大会、カラオケ大会のようなイベントなども、とても印象に残っています。

(2) 博士号取得者

センター設立から7年を経た2012年以降、2020年3月現在までに、以下に掲げる修了生が博士号を取得した。

Umirdinov, Alisher Isoqjonovich 「天然資源に関する国際直接投資紛争における課税主権：ウズベキスタン素材として」(名古屋大学、2012年9月、博士(比較法学))。

RASULOV, Muhammadjon 「ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題：日本及びロシア倒産法制度との比較を中心に」(名古屋大学、2013年9月、博士(比較法学))。

Jurabek, NEMATOV 「ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題：旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究」(名古屋大学、2014年9月、博士(比較法学))。

CHEA, Seavmey 「不当労働行為救済制度のカンボジア・日本・アメリカ比較法研究：差別的取扱判断基準を中心に」(名古屋大学、2017年9月、博士(比較法学))。

リム・リーホン 「カンボジアにおける司法の独立とアカウンタビリティ：日・仏・英との比較を中心に」(名古屋大学、2018年5月、博士(比較法学))。

ガンホヤグ・ダワーニャム 「環境汚染の局面における親会社責任の法律構成：モミ日法比較考察を中心に」(名古屋大学、2019年3月、博士(比較法学))

TRUONG, Thi Thu Hoai 「ベトナムにおける提訴時効制度の目的と構造をめぐる法的課題の検討：日欧越比較を通じて」(名古屋大学、2019年9月、博士(比較法学))

(以上、<<https://ci.nii.ac.jp/d/>>より。)

・ ・ ・ ・ ・ 奨学金について ・ ・ ・ ・ ・

日本法教育研究センターの修了生のうち、日本国内に留学している者は、日本政府(文部科学省)奨学金の他、次の民間の奨学金の枠を活用している。

- ・ じゅうろくアジア留学生奨学金.....4人/年
 - ・ ロータリー米山記念奨学金.....2人/年
 - ・ マブチ国際育英財団奨学金.....3人/年
 - ・ Nagashima Ohno & Tsunematsu ベトナム留学生奨学金.....2人/年
-
-

(3) 日本語能力試験合格者

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定することを目的とする試験である。世界最大規模の日本語の試験であり、2019年度には、第1回(7月)・第2回(12月)の2回の試験で、87カ国・地域の約117万人が受験した。センターでは、日本語で日本法を学ぶために必要な能力の一つとしてN1またはN2の認定を受けることを奨励している。

表2 N1・N2認定者

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2019年第1回 試験(7月)	N1 0人	N1 7人	N1 0人	N1 0人	N1 0人
	N2 3人	N2 0人	N2 3人	N2 0人	N2 1人
2019年第2回 試験(12月)	N1 0人	N1 1人	N1 0人	N1 0人	N1 0人
	N2 3人	N2 5人	N2 6人	N2 0人	N2 1人

合格者数はセンター在籍者のみを対象にしており、修了者を含まない。

表3 参考：N1・N2認定の目安および認定率等

N1	<p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。</p> <p>読む</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 さまざまな話題の内容に深みのある読み物ものを読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。 <p>聞く</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。 <p>◆2019年7月：受験者数 116,860人、認定者数 34,235人（認定率 29.3%）</p> <p>◆2019年12月：受験者数 127,828人、認定者数 39,312人（認定率 30.8%）</p>
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p>読む</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 <p>聞く</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。 <p>◆2019年7月：受験者数 164,434人、認定者数 59,160人（認定率 36.0%）</p> <p>◆2019年12月：受験者数 178,040人、認定者数 63,810人（認定率 35.8%）</p>

(日本語能力試験公式ウェブサイト [<http://www.jlpt.jp/index.html>] より)

(4) 受賞歴等

● 日本語スピーチコンテスト等入賞者

各センターが位置する国・都市では、さまざまな主体により日本語によるスピーチコンテスト、弁論大会等の企画が開催されており、センターの学生もこれらの企画に積極的に参加している。

(ウズベキスタン)	
❖ 第 23 回中央アジア日本語弁論大会 (キルギス共和国日本語教師会主催、2019 年 4 月 27 日)	2 位
(モンゴル)	
❖ 第 25 回学校対応日本語スピーチ・コンテスト (在モンゴル日本大使館=モンゴル日本語教師会=モンゴル・日本人材開発センター=モンゴル国立科学技術大学外国語学部=独立行政法人国際交流基金主催、2019 年 10 月 26 日)	3 位 特別賞
❖ 日本語スピーチコンテスト (モンゴル日本青年交流支援センター主催、2019 年 11 月 3 日)	特別賞
(ベトナム (ハノイ))	
❖ 日本語フェスティバル 2019 (国際交流基金ベトナム日本文化交流センター主催、2019 年 5 月 12 日)	2 位・富士吉原ライオンズクラブ賞 1 名 JTS 社団賞 2 名
(カンボジア)	
❖ 第 22 回日本語スピーチコンテスト<渡航経験なし部門> (王立プノンペン大学外国語学部日本語学科=カンボジア日本人材開発センター=在カンボジア日本国大使館共催、2019 年 5 月 26 日)	1 位 2 位
(ベトナム (ホーチミン))	
❖ 第 3 回日本語作文スピーチコンテスト (人民社会大学主催、2019 年 3 月 2 日)	優勝

● その他の入賞者

(モンゴル)	
❖ 大学対抗交渉コンペティション第 18 回大会 (インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション運営委員会、2019 年 11 月 23 日・24 日)	8 位

(5) 研究・広報活動（2019年度）

以下では、①日本法教育研究センターの活動を紹介する論稿、②各センターの現・元教員等の関係者が執筆したものであって、センターでの活動あるいはその位置する国の法制度を考察の対象とする論稿、を紹介する。

鮎京正訓『『法を比較する』とはどういうことか』中谷和弘・高山佳奈子・阿部克則編著
『グローバル化と法の諸課題：グローバル法学のすすめ』（東信堂、2019年）。

——「法整備支援事始め：日本法教育研究センター・コンソーシアム設立に寄せて」
ICD news 80号（2019年）1-5頁。

ISMATOV, Aziz, *Legal Education in Uzbekistan: Historical Overview and Challenges of Transition* (CALE Discussion Paper No.18), CALE, 2019.

——“Equal Citizenship, Language, and Ethnicity Dilemmas in the Context of the Post-socialist Legal Reforms in Central Asia.” In *30 Years since the Fall of the Berlin Wall - Turns and Twists in Economies, Politics, and Societies in the Post-Communist Countries*, eds. Alexandr Akimov, Gennadi Kazakevitch. Palgrave Macmillan, 2020. 289-308.

—— ‘Multitraditionalist Constitutional Identity in Uzbekistan and Its Impact on Core Constitutional Goals.’ International Association of Constitutional Law, IACL - IADC Blog (2020).

——“The Role of Constitutional Review Bodies in the Asian Post-Authoritarian Democratization Process. A Comparative Perspective”, Foreword for *Nagoya University Asian Law Bulletin 5* (2020) 3-4.

—— “The Constitutional Judiciary and Its Role in the Democratization Process in post-Soviet Central Asia: The Constitutional Court in Uzbekistan,” *Nagoya University Asian Law Bulletin 5* (2020) 5-20.

傘谷祐之「外国法制・実務 植民地期カンボジアにおける法典編纂(1)」ICD news 81号（2019年）29-39頁。

篠田陽一郎「外国法制・実務 カンボジアにおける判決等調査報告書」ICD news 79号（2019年）60-70頁。

玉垣正一郎「外国法制・実務 カンボジアにおける仲裁評議会の現状：2016年労働組合法及び2018年労働職業訓練省令による影響を中心に」ICD news 80号（2019年）56-77頁。

牧野絵美「翻訳：ミャンマー・連邦憲法裁判所法」*Nagoya University Asian Law Bulletin 5*号（2020年）117-126頁。

MAKINO Emi, “Evaluation of the Attitudes Between the Constitutional Tribunal and the Parliament in Myanmar,” *Nagoya University Asian Law Bulletin 5* (2020) 69-83.

ミアン・ピッチダビナー=傘谷 祐之「翻訳：カンボジア・憲法院規則」*Nagoya University*

Asian Law Bulletin 5 号 (2020 年) 107-115 頁。

PHAN Thi Lan Huong, “Reforming law on administrative procedures towards a rule-of-law state in Vietnam,” *Gdańsk Studies of East Asia* 16 (2019).

—— “Chapter 1: Overview of the Vietnamese Legal System,” Keio Institution for Global Law and Development, *Comparative Legal Education from Asian Perspective*, Keio University Press INC, 2019. 99-121.

—— “Controlling executive power of the Courts in US – recommendations for Vietnam,” *Legislative Research Journal* (2019) 58-64.

—— “Introduction to Constitutional Law in Vietnam: Constitutional explanation and review”, Keio Institution for Global Law and Development, *Comparative Legal Education from Asian Perspective*, Keio University Press INC, 2020. 19 -39.

—— “Adoption of the Constitutional Council towards the Rule of Law State and Democratization in Vietnam,” *Nagoya University Asian Law Bulletin* 5 (2020) 53-68.

日本法教育研究センター・コンソーシアム規約

2017年5月22日採択（発起人団体代表者会議）

第1章 総則

第1条（名称）本コンソーシアムは、「日本法教育研究センター・コンソーシアム」（略称「CJL コンソ」）と称する。

第2条（目的）本コンソーシアムは、法学の研究・教育分野におけるアジアを舞台とした国際交流を促進するために、名古屋大学大学院法学研究科および同法政国際教育協力研究センター（以下、CALE という）が運営する日本法教育研究センターの事業に参画することを目的とする。

2 本コンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科が定める「日本法教育研究センター・ミッションポリシー」（別添）を承認する。名古屋大学大学院法学研究科は、同ミッションポリシーを修正する場合には、本コンソーシアムと十分な協議を尽くさなければならない。

3 本コンソーシアムは、前項にいうミッションポリシーに基づく日本法教育研究センターの事業に貢献する。

第3条（事業）本コンソーシアムは、次の事業を行う。

- ①日本法教育研究センターの運営方針についての、名古屋大学大学院法学研究科およびCALEとの協議
- ②日本法教育研究センターおよびそのネットワークを利用した教育（学生募集を含む）・研究事業の調整
- ③日本法教育研究センターの経験を生かした、アジア諸国における日本法の教育方法（教材を含む）開発
- ④その他本コンソーシアムの目的に合致する教育・研究支援関連事業

第2章 構成員およびオブザーバー

第4条（構成員）本コンソーシアムの目的に賛同し、規約を承認する団体および個人は、理事会および総会の

承認を得て、次の各号の 카테고리別に、本コンソーシアムの構成員となることができる。

①団体正会員：日本国内の大学の部局、ただし、理事会の提案により総会が承認することを条件として、大学の規模その他の事情により、大学を単位とする加入を妨げない。

②個人正会員：日本法教育研究センターの活動に専門的関心を有する研究者・実務家

③協賛会員：日本法教育研究センターの活動を支援しようとする団体（①を除き、法人格の有無にかかわらず）および個人（①の構成員および②を除く）

2 団体正会員（その個人構成員を含む）および個人正会員は、日本法教育研究センターのミッションポリシーに従い、かつその健全な運営を害しない限りで、日本法教育研究センターの施設やサービスを優先的に利用することができる。

3 団体正会員は、本コンソーシアムにおいて、すべて平等に取り扱われる。本コンソーシアムは、団体正会員の個人構成員と、個人正会員との平等な取扱いを確保するよう努める。本項の規定は、本規約で定める年会費および年会費額に応じた総会での票数の規定の適用を妨げない。

4 1項各号の構成員は、本規約に定める年会費を納入しなければならない。

第5条（オブザーバー団体）理事会は、国または地方公共団体の機関のように、その性格により団体正会員または団体協賛会員となることが適切でない団体を、本コンソーシアムに対する恒常的な助言を求めため、オブザーバー団体となるよう招請することができる。

2 前項の招請を受けた団体は、その受諾によりオブザーバー団体となる。

第6条 (脱退) 本コンソーシアムの構成員は、事務局にその旨を通知することにより、本コンソーシアムから脱退することができる。ただし、脱退通知の到達日の属する会計年度の年会費は支払わなければならない。

第3章 役員および機関

第7条 (役員・顧問) 本コンソーシアムに、次の役員をおき、団体正会員の個人構成員および個人正会員のなかから、総会において選任する。

- ①会長： 1名 (本コンソーシアムを代表する)
- ②事務局長： 1名 (本コンソーシアムの事務を統括する)
- ③理事： 5名程度
- ④監事： 2名 (本コンソーシアムの財産および業務の執行を監査する)

2 前項の役員の任期は、選任された定期総会から次年度の定期総会までとする。役員が任期途中で辞任または資格を喪失したときは、当該役員の所属する団体正会員は、後任者を指名することができる。その者は、理事会の承認を条件として、残任期間、当該役員の役職を務めるものとする。

3 本コンソーシアムに若干名の顧問をおくことができる。顧問は、団体正会員の個人構成員または個人正会員から、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。

第8条 (総会の構成・議決) 本コンソーシアムの意思決定機関として、総会をおく。総会は、少なくとも年1回開催される。総会においては、団体正会員および団体協賛会員は、それぞれが指定する代表者により代表される。

2 総会は、次の各号の要件のいずれをも満たすことで成立する。出席には委任状によるものも含む。

- ①団体正会員の過半数が出席すること
- ②合計して、総会における票数の半数を超える団体

正会員および個人正会員が出席すること

3 協賛会員は、総会に出席し、発言することができるが、議決権を有しない。

4 議決にあたっては、可能な限り広範な合意を確保するよう協議を尽くしたのちにのみ票決に付することができる。

5 票決の場合には、次の各号のいずれをも満たすことにより、総会の議決として成立する。

- ①出席団体正会員の総票数の過半数の賛成
- ②出席正会員の総票数の過半数の賛成

6 第14条4項の規定の適用を害することなく、団体正会員は、総会の議決に際して、各6票を行使することができる。個人正会員は、各1票を行使することができる。

第9条 (総会の権限) 次の各号については、総会の議決を要する。

- ①本規約の採択および改正
- ②入会の承認。ただし、理事会による承認をもって直ちに構成員としての地位が発生し、総会の承認が得られない場合には、遡及的に入会が取り消されるものとする。
- ③役員・顧問の選任
- ④活動方針の決定
- ⑤予算および決算の承認
- ⑥本コンソーシアムの解散
- ⑦その他本規約により総会の議決事項とされている事項

第10条 (理事会) 本コンソーシアムの会務執行機関として理事会をおき、会長、事務局長、理事により構成する。監事は理事会に陪席することができる。

第11条 (専門作業部会) 理事会は、本コンソーシアムの専門的事業のために、専門作業部会を設けることができる。

第12条 (事務局) 本コンソーシアムの事務局を、CALEにおく。事務局は、理事会および監事の監督の下、事務局長の責任において日常的な会務の調整を行う。

第4章 財政

第13条(財政の原則) 本コンソーシアムの財政は、会費、寄付金、補助金その他の本コンソーシアムの目的に合致する収入でまかなう。

2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第14条(年会費) 本コンソーシアムの年会費を次の各号のように定める。

①団体正会員 3万円

②個人正会員 5,000円

③協賛会員 団体1口3万円、個人1口1,000円

2 前項①号の規定にかかわらず、一つの大学で複数の部局が団体正会員となっている場合は、それらの団体正会員の年会費を、大学単位で3万円を限度として、減額することができる。

3 前項の規定の適用および減額された年会費の決定は、理事会の提案に基づき、総会の議決による。

4 前2項の規定により、3万円未満の年会費が定められた団体正会員は、総会においてその年会費額5,000円ごとに1票を有するものとする。

第15条(正会員会費の使途の限定) 本コンソーシアムの団体正会員および個人正会員の年会費収入は、日本法教育研究センターのランニングコスト(特任教員の人件費を含む)に支出してはならない。

第5章 雑則

第16条(最初の事業年度) 本コンソーシアムの最初の事業年度を、2017年4月1日から始まる1年と定める。

第17条(効力発生) 本規約は、第1回総会における採択によって、遡って効力を発生する。

第18条(経過規定) 第1回総会において役員が選出されるまでの間、本コンソーシアムの発起人団体の代表で構成する会議体が、本規約の規定に従って理事会の職務を遂行する。

(別添) 日本法教育研究センター・ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。

団体協賛会員

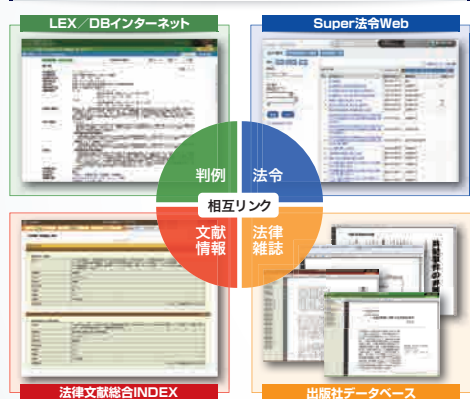
判例収録数30万件突破!!

TKCローライブラリー

無料トライアルのお申込みはこちらから
www.tkc.jp/law/lawlibrary

誕生から35年超の信頼と安心、判例・法令・文献・法律雑誌を統合した日本最大級の法律情報データベース
60を超えるコンテンツ群、260万件以上の法情報を収録し、有用な法律情報を効果的に収集できる最適なツールです。

TKCローライブラリーのコンテンツ構成



判例 LEX/DBインターネット

- 日本最大級の判例収録数30万件超(令和2年5月現在)
- 141誌掲載・独自収集の重要判例等を日次更新により早期収録

法令 Super 法令Web

- 法務省責任編集「現行日本法規」に基づく信頼の法令データベース
- 過去改正履歴標準搭載:152の重要法令は施行時からの閲覧可能

文献 法律文献総合INDEX

- 95万件超の法律関連文献情報を網羅的に収録(令和2年5月現在)
- 「法律時報」文献情報(創刊号昭和4年以降)とTKC独自収集情報収録

法律雑誌 独自コンテンツ多数提供、収録を拡大中

- 主要法律雑誌「判例タイムズ」「ジュリスト」「法律時報」等収録
- 各分野の専門コンテンツも充実!

ビジネス関連	● 旬刊商事法務(商事法務研究会) ● ビジネス法務(中央経済社)等
労働関連	● 季刊労働法/労働法EX+(労働開発研究会)等
刑事関連	● 季刊刑事弁護/刑事事件量刑データベース(現代人文社)等
交通事故関連	● 交通事故民事裁判例集Web(ぎょうせい)等

お問い合わせ先 株式会社TKC 東京本社 リーガルデータベース営業本部

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル2階 E-mail:lexcenter@tkc.co.jp フリーダイヤル:0120-114-094(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

The logo for TKC Associates features a large, stylized, black Japanese character 'タカ' (Taka) above the word 'ASSOCIATES' in a bold, black, sans-serif font.




矢橋ホールディングス株式会社
 〒503-2213 岐阜県大垣市赤坂町226 TEL.0584-71-0820


日本評論社

 これからも、
 社会と向きあう。
100th





21世紀の
 知的創造に貢献する

有斐閣
 since 1877
 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17
<http://www.yuhikaku.co.jp>

法律学の未来を
 一冊一冊に 
Shinzansha Publisher
信山社


十六銀行

日本法教育研究センター・コンソーシアム年報・2019年度

発行元 日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

名古屋大学法政国際教育協力研究センター内
日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局
464-8601 名古屋市千種区不老町
Tel: 052-789-2325/ 4263 Fax: 052-789-4902
E-mail: cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp
<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

発行日 2020年7月

印刷・製本 名古屋大学消費生活協同組合印刷部

※ 本誌の一部を引用する場合は、出典を明記して下さい。

